

令和元年第2回臨時会

一宮町議会会議録

令和元年5月10開会

令和元年5月10閉会

一宮町議会

令和元年第2回一宮町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月10日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
閉会の宣告	17
署名議員	19

第 2 回 臨 時 町 議 会 （ 第 1 号 ）

5 月 10 日 （ 金 ）

令和元年第2回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

令和元年5月10日招集の第2回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
5番	小	林	正	満	6番	鶴	沢	清	永	
7番	鶴	沢	一	男	8番	藤	乗	一	由	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	志	田	延	子	12番	森		佐	衛	
13番	鶴	野	澤	一	夫	14番	小	安	博	之

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町	長	馬	淵	昌	也	副	町	長	川	島	敏	文							
教	育	長	藍	野	和	郎	総	務	課	長	塩	田	健						
税	務	課	長	秦		和	範	住	民	課	長	鎗	田	浩	司				
都	市	環	境	課	長	土	屋		勉	産	業	観	光	課	長	田	中	一	郎
教	育	課	長	峰	島	勝	彦												

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局 長 諸 岡 昇 書 記 関 谷 智香子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	承認第 1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
日程第四	承認第 2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
日程第五	承認第 3号 平成30年度一宮町一般会計補正予算(第12次)の専決処分につき承認を求めることについて

日程第六 承認第 4号 平成31年度一宮町一般会計補正予算（第1次）の専決処分
につき承認を求めることについて

日程第七 議案第 1号 令和元年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定について

開会 午前10時14分

◎開会の宣告

○議長（小安博之君） 皆さん、おはようございます。

新緑の大変すがすがしい季節となりました。元号もかわり、新たな気持ちで我々議会も初心を忘れずに頑張ってまいりたいと思います。皆さん、よろしく願いいたします。

また、本臨時会からクールビズ期間中ということで、地球温暖化対策と節電対策を目的に、ノーネクタイで議会を開催いたします。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

ただいまから令和元年第2回一宮町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小安博之君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本臨時会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について議会運営委員会から報告いたします。

本臨時会に提案されるものは、専決処分の承認4件と一般会計補正予算の合わせて5件であります。

よって、会期につきましては本日1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでございました。

◎議事日程の報告

○議長（小安博之君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小安博之君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

13番、鶴野澤一夫君、1番、川城茂樹君、以上、両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（小安博之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第3、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦税務課長。

○税務課長（秦 和範君） それでは、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてご説明いたします。

議案つづりの1ページをお開きください。

本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布、同4月1日に施行されたことに伴い、一宮町税条例について所要の規定の整備が必要になったことから、地方税法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

主な改正点を申し上げます。

まず、改正条文の第1条でございますが、こちらにつきましては、2ページをお開きいただきたいと思っております。

34条の7の改正でございます。これにつきましては、いわゆるふるさと納税につきまして、総務大臣が定めた基準に適合するものを特例控除対象寄附金というふうに新たに定義された

ことを受けまして、所要の規定の整備を行うものでございます。

この地方税法の改正につきましては、総務大臣が定めた基準により、寄附に対する返礼品の調達費用は当該寄附金の3割以内とすること。返礼品は、寄附を受けた市町村の区域内で生産された物品または提供される役務、その他これらに類するものと規定されたものでございます。

続きまして、3ページの附則第7条の3の2の改正でございますが、こちらにつきましては、住宅借り入れ特別控除、いわゆる住宅ローン控除という控除でございますが、こちらの適用が2年間延長されたことに伴いまして改正するものでございます。

同じページの中段でございますが、第10条の2の改正につきましては、地方税法改正に伴う項ずれの修正をするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

中段の附則第16条の改正につきましては、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するもので、本条では軽自動車税が割り増しになる重課を、平成31年度分の軽自動車税に限定する改正。それから、平成29年度中及び平成30年度中に初年度登録をした電気自動車、それから天然ガス自動車について、それぞれ平成30年度分、それから平成31年度分の軽自動車税の特例を定めたもの。それから、一定の基準を満たした軽自動車で、平成29年度中及び平成30年度中に初年度登録をした軽自動車税の軽減について改正したものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

本改正条例の第2条でございます。中ほどにあります第2条でございますが、下から3行目の第36条の3の2の改正につきましては、子供の貧困対策としまして、個人住民税の非課税措置に伴う給与所得者の扶養親族申告書に単身児童扶養者の記載事項を追加するものでございます。この単身児童扶養者といいますのは、婚姻関係に関係なく児童を扶養している単身者を定義したものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

2行目の36条の3の3の改正、これにつきましては同じく子供の貧困対策として、公的年金受給者の扶養親族申告書に単身児童扶養者の記載事項を追加するものでございます。

附則第15条の2の改正につきましては、一定の基準に適合したガソリン自動車について、平成31年度中に取得したのものについては、軽自動車税の環境性能割を課さない規定を新設したものでございます。この環境性能割につきましては、本年10月1日から課せられる税金でございます。

次に、7ページ目の中段の附則第16条第1項の改正でございますが、初年度登録から14年を経過した月の属する年度以後の年度分は、初年度登録してから13年たった翌年からの軽自動車税の割り増し課税、重課について、地方税法の改正に伴い、規定の整備を行ったものでございます。

第2項の改正につきましては、電気自動車、天然ガス自動車で平成31年度中及び平成32年度中に新規登録をした場合、それぞれ32年度分、それと33年度分の軽自動車税の種別割の税額を軽減する規定を追加したものでございます。

3項の規定につきましては、一定の基準に適合したガソリン自動車で平成31年度中及び32年度中に新規登録したものについて、それぞれ32年度分、33年度分の軽自動車税の種別割の税額を軽減する規定を追加したものでございます。

8ページをお願いいたします。

中段の4項の改正でございますが、先ほど申し上げました第3項に規定する一定の基準よりも低い基準に適合したガソリン軽自動車について、平成32年度分及び平成33年度分の軽自動車税の種別割の税額を軽減する規定を追加したものでございます。

9ページをお願いいたします。

本改正条例3条の改正、中ほどになりますが、3条の改正でございます。こちらで、24条の改正ですね、24条の改正につきましては、子供の貧困対策として、町民税の所得割の非課税の対象に単身児童扶養者を加えるものでございます。

附則第16条の改正につきましては、電気自動車及び天然ガス自動車について、平成33年度中及び平成34年度中に新規登録したものについて、平成34年度分及び35年度分の軽自動車税の種別割の税額をそれぞれ軽減するものでございます。

そして、同じページの下から7行目に、本改正条例の4条がございます。これにつきましては、平成28年に制定した一宮町税条例の一部を改正する条例について、地方税法の改正に伴い第82条の改正規定、附則15条の次に5条を加える改正規定、附則第16条第1項の改正規定について、所要の規定の整備を行ったものでございます。

10ページをお願いいたします。

中ほどよりちょっと下に本改正条例第5条がございます。これにつきましては、平成30年に制定した一宮町税条例の一部を改正する条例について、地方税法の改正に伴い、第48条の改正規定について所要の規定の整備を図ったものでございます。

11ページ、附則でございますが、附則につきましては施行期日、それからそれぞれの改正

に伴う経過措置について規定したものでございます。

主な改正点は以上でございます。

本条例の施行期日は、一部を除き原則平成31年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいまの説明の中で、税制について、国からの流れで変更の部分があるということだそうですが、ふるさと納税に関して変わった部分について、それから子供の貧困対策ということと、軽自動車税ということですが、それぞれについてこの変更以降で、どのような影響ですとか効果があるというふうに想定しているのか。要するに、ふるさと納税のこの条文が変わった中身、これによって、ふるさと納税の寄附に関してどんなふうになっていくのかというような想定があるのかなということ。その辺の影響、効果。

それから、子供の貧困対策についても同様に、これによってどんなことが想定されるのかなど。町でのこの対策において、どのような効果があるのか。あるいは町からの、これまでと違う持ち出しというようなこともあるのかどうなのか。軽自動車税についても同様の考え方で、どのように想定されているのか、わかる範囲でお願いいたします。

○議長（小安博之君） 秦税務課長。

○税務課長（秦 和範君） それでは、ただいまの藤乗議員のご質問にお答えいたします。

まず、ふるさと納税の関係からご説明させていただきますが、ふるさと納税につきましては、かねてから制度のあり方について逸脱した自治体があるということで、総務省のほうで検討が加えられていたところでございます。

返礼品につきましては、3割以内ということで新たに規定されたこと、それから、ふるさと納税を実施する団体について、それが総務省の、総務大臣の指定が必要になったということがございます。

昨日のニュースで、全国で4団体がどうも指定から外れるんじゃないかというようなニュースが流れておりますが、一宮町についてはそのようなところに含まれておりません。それから、返礼品を3割と限定されたことにつきましては、一宮町は既に返礼品を3割で実施しておりますので、さほど大きな影響があるというふうには考えられません。実際にふるさと納税を扱っている担当課が企画課なものですから、それ以上細かいことは私のほうでもお話

はできませんが、余り大した影響はないんじゃないかなと考えております。

それから、子供の貧困対策につきましてですが、これにつきましては、単身、いわゆる婚姻関係にないお一人の男性または女性が子供、お子さんを扶養している場合、この方について住民税の軽減をするものでございますが、まだこの対象者について把握ができておりませんので、また詳しく影響等を計算しましたらお知らせしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

軽自動車税につきましては、ちょっと細かくなるのでございますが、重課という部分、まず13年を経過して14年目の自動車税から上がる部分と、それから軽減をする部分というのがあるわけですが、本年度の当初予算ではそんなに影響がないものというふうに計算をしております。

詳しい資料が手元にございませんで幾らというお話はできないんですけども、軽減につきましても、特に安くなるというのは電気自動車ですか天然ガス自動車ですので、余り需要があるというふうには見込んでいませんので、さらに重課のほうは少しふえてくるということも考えられますので、大きな影響はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 補足の答弁等ありますか。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） それでは、ほかに質疑はありませんか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 軽自動車税の表があるんですけども、これは左と右がどういう意味かちょっと、頭悪くて理解できないので、その辺を。例えば、第2号、アのイ、左が3,900円で右が2,000円というふうになっているんですけども、ここの説明のあれがないので、原本もないので、どういう説明なのかよくわからない。

それと、最後のほうに、9ページから、四輪以上のものというところで、営業用が6,900円、自家用が1万800円、そして貨物用のものが、営業が3,800円、自家用が5,000円というんですけども、これは前はたしか貨物は4,000円だったような気がするんですけども、値上げしましたよということなんですか。

○議長（小安博之君） 秦税務課長。

○税務課長（秦 和範君） じゃ、そこら辺の説明をまずさせていただきたいと思っております。

ちょっと長くなりますが、附則第16条のほうです。これです、平成18年3月31日以前に

初年度登録をした三輪以上の軽自動車、こちらにつきましては、左側に書いてある数字が現行の金額でございます。これが14年を経過した年から、一番上が三輪なんですけれども、3,900円から4,600円に、6,900円のが8,200円に、1万800円のが1万2,900円に、それぞれこれが読みかえをするということでございます。

それから、電気自動車、天然ガス自動車につきましては、これは3,900円のを1,000円にというふうに減額をするものでございます。

続きまして、30年4月1日から31年3月31日まで登録した場合が、三輪が、3,900円が2,000円、これにつきましては減額が行われるということでございます。

それから、この2段階目の附則16条、2条のほうの改正につきましても、これにつきましては3,900円のが1,000円に減額されるもの、それから3項の改正については、3,900円のが2,000円というふうに、これも減額の規定をしているものでございます。

続きまして、それから31年度中に初年度登録をしたものについて32年度分の、それから32年度分の初回の登録したものは33年度分のというところについても、左の数字、三輪だと3,900円が3,000円というふうに読みかえるものでございまして、第3条の改正による16条についても、これも減額の規定で3,900円が1,000円、6,900円が1,800円と減額をするものであります。

四輪の貨物につきましては、3,800円というのが、その以前の改正が、今、資料がないのであれですが、以前に改正をされているものでございます。

よろしいでしょうか。以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第4、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案つづりの15ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことなどに伴い本条例についても一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

主な内容でございますが、課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充について、国の基準に合わせて改正するものでございます。

まず、1行目の第2条第2項と2行目の第21条中についての改正でございますが、課税限度額の引き上げでございます。今回の改正では、基礎課税額（医療分）の課税限度額を現行の58万円から61万円に3万円引き上げるものでございます。

次に、2行目の同条第2号中と3行目の同条第3号中についての改正でございますが、軽減措置の拡充といたしまして、保険税の軽減判定所得基準額を見直しするものでございます。

保険税の軽減判定所得基準については、所得に応じて国保税の均等割と平等割を7割、5割、2割と一定割合の軽減をしております。今回の改正では、世帯加入者に掛ける金額を、5割軽減の分においては27万5,000円から28万円に、2割軽減においては50万円から51万円に引き上げをするものでございます。

なお、改正後の規定については、平成31年度分の国民健康保険税から適用となるものでございます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第5、承認第3号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第12次）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、承認第3号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第12次）の専決処分につき承認を求めることについてをご説明いたします。

議案つづり17ページをごらんください。

今回につきましては、東浪見小学校の体育館の新設事業を繰越明許費といたしましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました。あわせて同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、18ページをごらんください。

平成30年度一宮町一般会計補正予算（第12次）は、次に定めるところによる。

繰越明許費の補正。

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」によるものでございます。

内容につきましては、19ページをごらんください。

9款教育費、2項小学校費、事業名といたしまして東浪見小学校の体育館倉庫新築事業、221万4,000円を繰越明許費として追加するものでございます。繰り越しの理由でございますが、実際の工事中に用途不明の配管等が確認され、その処理等に日数を要することから、工期の変更が必要となり、平成30年度内に事業が完了しないことが明確になったためござい

ます。

説明は以上でございます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、承認第3号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第12次）の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第6、承認第4号 平成31年度一宮町一般会計補正予算（第1次）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、承認第4号 平成31年度一宮町一般会計補正予算（第1次）の専決処分につき承認を求めることについてをご説明いたします。

議案つづり21ページをごらんください。

今回は、住民基本台帳費の補正を行うものでございますので、内容につきましては22ページをごらんいただきたいと思います。

平成31年度一宮町一般会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,143万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明いたします。28、29ページをごらんください。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、補正前の額5,789万9,000円、補正額43万8,000円、計5,833万7,000円でございます。

説明欄のほうに移らせていただきます。戸籍事務費の43万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入のほうでございます。26、27ページをごらんください。

財源につきましては、20款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正前の額5,000万円、補正額43万8,000円、同額を前年度繰越金から充てるものでございます。

この補正につきましては、平成30年度に古い戸籍の中に差別につながる身分を載せた戸籍が発見されたため、この修正を行ってきたところでございますが、31年3月末までに完了することが不可能となったため、31年4月以降も臨時職員を雇い上げるに当たり、その賃金について補正をするものでございますので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるとでございます。

説明は以上です。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、承認第4号 平成31年度一宮町一般会計補正予算（第1次）の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第7、議案第1号 令和元年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、第1号議案 令和元年度一宮町一般会計補正予算（第2次）についてご説明申し上げます。

議案つづり32ページをごらんください。

令和元年度一宮町一般会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,010万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ46億9,154万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。38、39ページをごらんください。

右ページの備考欄にて説明いたします。

初めに、プレミアム付き商品券事業130万円の増額についてですが、10月からの消費税率引き上げの影響の緩和、また、地域における消費を喚起することを目的とし、低所得者及び子育て世代を対象とした補助事業に対する経費でございます。10月からのプレミアム付き商品券の販売に向け、申請書の印刷製本や対象者の抽出に係るシステム導入委託料など、事業の実施に係る事前準備費用でございます。

次に、その下、都市下水路維持管理事業880万2,000円の増額については、都市下水路集水ます改修工事に係る費用でございます。こちらは、平成30年6月に田町の道路で陥没があり、緊急工事を行ったところ、都市下水路の集水ますの壁の一部に損傷が確認されました。このため30年度中に工事を発注し契約して実施したわけですが、工期内に完成しなかったことにより契約の解除が行われました。それに伴い、今年度工事実施に係る経費でございます。

歳入につきましては、36、37ページをごらんください。

プレミアム付き商品券事業費補助金130万円につきましては、事務に要する費用全額100%国の補助金でございます。また、土木費の880万2,000円につきましては、前年度の繰越金から充てるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

先ほど最後に説明がございましたプレミアム商品券事業ですけれども、この場合、対象者が低所得者、子育て世帯ということになっておりますので、これまでのプレミアム商品券とは異なって、福祉的な意味合いを持っているということだと認識します。

そこでですが、2点ほどありますけれども、1点は、これは先日確認したところによりますと、これまでのプレミアム商品券の対象の申し込みの店舗数が180軒余り、それから、これが完全に利用されているかどうかということに関しては、99%以上ということですが、100%利用されているわけではないということだそうで、払い戻しができるのかどうなのかという点、これは払い戻しができないということですと、何らかの事情で利用できなかった方、低所得者の方とかですよね。こういう方たちの福祉的な意味合いというのがあるということなのに、何らかの理由で使えなくて払い戻しできないということになると、要するに損してしまうということになってしまいます。その辺のところは、町としてはどのようにお考えなのでしょうかということが1点。

それともう一つは、これは2万5,000円分の額面のものを2万円で購入ということになります。これを例えば2万2,000円で転売するというところになったとしますと、こういった転売対策ということに関して、どんなふうを考えていらっしゃるのかという2点についてお伺いします。

○議長（小安博之君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） ただいまの藤乗議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の払い戻しができないというような、この理由なんです。国の運用基準、これによって利用期限を過ぎたもの、そういったものについては払い戻しができないということになっております。

続いてもう一点の転売も同じように、こちらも国の運用基準によりまして転売等はできないというようなことから、うちのほうもその運用基準に基づきまして、こういった実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 決まりの部分はわかるんですけれども、福祉的な意味合いを持って使っているものなので、決まりは決まりですというだけで、それで終わりですという考え方なんですかということをお聞きしたいんです。

それともう一つは、転売ということに対してどんな対策だとか考え方を持っているんです

かと。決まりでやることはできませんということ、それは分かるんですけども、町ではどういうふうを考えているんですかということをお聞きしたいんですが。

○議長（小安博之君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） まず、決まりは決まりだということなんですが、今回、福祉的な意味合いということから、払い戻しはできないということで、事前に購入する前に、また利用者の方々に、広報あるいはお知らせチラシ等によって、今回の利用に当たっての注意事項等を知らしめていきます。それと合わせまして、利用期間中あるいは換金に当たりまして、この期間までしか利用ができないということで、それらを含めた中で利用者の方々あるいは利用店舗の方々に対して、お知らせを図っていくというふうを考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋です。

土木費のところの880万の件なんですけれども、これは予算で880万ということなんですけれども、前の工事よりも、たしか説明会のときに値上がるよという話を聞いたので、前の工事費が幾らだったか知りたいので教えてください。

○議長（小安博之君） 土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） その点につきましては、人件費分が21万6,000円ほど上がっております。その分だけ上げさせていただきました。

○議長（小安博之君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第1号 令和元年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（小安博之君） 以上で本臨時会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和元年第2回一宮町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午前10時56分